

減免制度簡易判定フローチャート

【保険料の支払いが困難な理由は？】
 (1) 新型コロナウイルス感染症で、生計主が死亡または重篤な状態

はい

<回答>
 減免制度の対象です。申請書と必要書類を郵送または窓口へ提出してください。
 <必要書類> 下記のいずれかの写し（感染症が原因との記載が必要です）
 ・死亡診断書 ・医師の診断書 ・保健所等からの入院勧告書

いいえ

(2) ①新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の収入が減少した

いいえ

対象外です

はい

●主たる生計維持者とは
住民票上の同一世帯の方で、世帯の生計を担っている方。
 [該当する例]
 本人は無収入だが、同世帯の配偶者や子の給与収入等が減った方。
 [対象外]
以前から年金収入のみの世帯

②去年に比べて減った収入は、下記に当てはまりますか？
 [事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれか]

いいえ

対象外です

はい

③その収入は、去年と比べて3割以上減りましたか？（見込みでも可）

いいえ

対象外です

はい

- （新型コロナウイルス感染症の影響で）「2～4月の給料が半分になってしまった」
- （新型コロナウイルス感染症の影響で）「勤め先が倒産した」「自営業を廃業した」
- ×「定年退職したため、収入が減った」→対象外です

④それ以外の収入について、去年の所得が400万円以下ですか？

いいえ

対象外です

はい

※②の「減った収入」以外のすべての所得（雑所得や株式の譲渡所得等）を合計した金額です。

以下のいずれかに該当する場合は対象外となる場合があります。

- ア もともと年金所得しかない
- イ 給与収入等が3割以上減っても、それ以外の減少が見込まれない所得（年金所得など）が400万円を超える
- ウ 令和3年中において今回減少した収入に係る収入がそもそもない（新規開業等）
- エ 令和3年中の所得の確定申告をしていない
- オ 株式、配当などの収入減少見込み
- カ その他収入の減少が新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らか（懲戒解雇、感染症流行以前の離転職など）

<回答>
 減免制度の対象となる場合があります。
 申請書と必要書類を郵送または窓口へ提出してください。
 必要書類については、別紙の申請書類提出確認票をご確認ください。

問合せ先
 〒361-8601 埼玉県行田市本丸2-5
 行田市役所高齢者福祉課介護保険グループ 7番窓口
 電話: 048-556-1111 (内線277)